

宝達志水町公共工事の中間前金払の取扱いに関する要綱

平成23年5月10日

告示第36号

(趣旨)

第1条 この告示は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)附則第7条及び地方自治法施行規則(昭和22年内務省令第29号)附則第3条第2項の規定する、公共工事に要する経費の前金払に追加してする前金払(以下「中間前金払」という。)の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(中間前金払の対象工事及び経費の範囲)

第2条 中間前金払の対象工事(以下「対象工事」という。)は、公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第5条の規定に基づき登録を受けた保証事業会社の保証に係る公共工事のうち、1件の請負代金額が500万円以上の工事とし、かつ、次の各号に掲げる要件すべてに該当するものとする。

- (1) 工期の2分の1を経過していること。
- (2) 工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。
- (3) 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が請負金額の2分の1以上の額に相当するものであること。

(債務負担行為に係る特例)

第3条 前条の規定にかかわらず、対象工事のうち、債務負担行為に係る契約にあつては、そのいずれかの会計年度の出来高予定額が500万円以上の工事を対象とするものとする。

2 前項の場合において、前条第1号及び第2号中「工期の2分の1」とあるのは「当該会計年度の工事実施期間の2分の1」と、同条第3号中「請負代金の2分の1」とあるのは「当該会計年度の出来高予定額の2分の1」と読み替えて準用するものとし、中間前金払を行っている会計年度においては、部分払(当該会計年度末における部分払を除く。)は行わないものとする。ただし、いずれかの会計年度において出来高予定額が500万円以上であることにより、契約締結に当たり中間前金払を

請求する旨の届出を行っている工事であっても、前条各号に掲げる要件を満たさない会計年度については、中間前金払は行わないものとし、当該会計年度については部分払を行うことができる。

(中間前金払の金額及び割合)

第4条 中間前金払の額は、請負金額の10分の2以内とし、中間前金払を支出した後の前金払の合計額が請負金額の10分の6を超えてはならないものとする。この場合において、その金額は10万円単位とし、端数は切り捨てる。

2 前項の規定にかかわらず、町長は、その工事の性質上その他特に必要があると認めるときは、前払金をしないこと又は前金払の額を減額することができる。

(中間前金払又は部分払の選択)

第5条 対象工事の受注者は、契約締結時に中間前金払又は部分払のいずれかを選択し、中間前金払又は部分払の選択に係る届出書(様式第1号)を町長に提出しなければならない。この場合において、契約締結後の選択の変更はできないものとする。

(中間前金払の申請等)

第6条 中間前金払の支払を受けようとする受注者は、中間前金払認定申請書(様式第2号)に、工事履行報告書(様式第3号)を添えて、町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定による申請があったときは、第2条の要件を満たしているかどうかを審査し、これを妥当と認めるときは、中間前金払認定通知書(様式第4号)により、受注者へ通知するものとする。

3 前項の規定による通知を受けた受注者が中間前金払の支払を請求するときは、請求書に保証事業会社の保証証書を添えて町長に提出しなければならない。

4 町長は、前項の請求を受理したときは、その日から起算して、14日以内に中間前払金を支払うものとする。

(中間前金払金額の変更)

第7条 町長は、中間前金払を支払った後、契約内容の変更により契約金額に増額が生じたときは、原則として、中間前金払の額の変更はしない。

2 中間前金払の支払いを受けた受注者は、変更後の契約金額が当初の契約金額より著しく減額した場合において、既に支払を受けた前金払の額と中間前金払の額が変更後の契約金額の10分の6を超えたときは、その超過した額を契約変更の協議が成立した日から30日以内に返還しなければならない。ただし、町長は、この期間内に中間前金払の支払をするときは、その支払額からその超過した額を控除することができる。

3 前項の規定にかかわらず、超過した額が相当の額に達し、返還することが中間前金払の使用状況から見て著しく不適當であると認められるときは、町長と中間前金払を受けた受注者とが協議して返還すべき超過した額を定める。ただし、契約金額が減額された日から30日以内に協議が整わない場合には、町長が定め、中間前金払を受けた受注者に通知する。

(中間前金払の使途範囲)

第8条 中間前金払の使途の範囲は、当該工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費(当該工事において償却される割合に相当する額に限る。)、動力費、支払運賃、修繕料、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費に限るものとする。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

様式第1号(第5条関係)

中間前金払又は部分払の選択に係る届出書

宝達志水町長

受注者 住所

氏名



次に掲げる工事について、(中間前金払・部分払)を選択したいので、届出します。

| | |
|-------|----------------------|
| 工 事 名 | |
| 工事場所 | |
| 契約金額 | |
| 契 約 日 | 年 月 日 |
| 工 期 | 着工 年 月 日 完成 年 月 日 |

備考 中間前金払と部分払のどちらかを選択すること。

様式第2号(第6条関係)


中間前金払認定申請書

| | |
|--|--|
| 工 事 名 | |
| 工事場所 | |
| 工 期 | 着工 年 月 日 完成 年 月 日 |
| 契約金額 | 円 |
| <p>上記の工事について、中間前金払の請求をしたいので要件を具備していることを認定されたく申請します。</p> <p>宝達志水町長</p> <p>年 月 日</p> <p>受注者 住所</p> <p>氏名</p> <p style="text-align: right;">⑩</p> | |

添付書類 工事履行報告書

様式第4号(第6条関係)

中間前金払認定通知書

| | |
|--|----------------------|
| 工 事 名 | |
| 工事場所 | |
| 工 期 | 着工 年 月 日 完成 年 月 日 |
| 契約金額 | 円 |
| <p>上記の工事について、その進捗状況を調査したところ、中間前金払をすることができる要件を(具備している・具備していない)ことを認定したので通知します。</p> <p>年 月 日</p> <p>受注者 住所 氏名 様</p> <p>宝達志水町長 </p> | |

様式第 1 号 (第 5 条関係)

様式第 2 号 (第 6 条関係)

様式第 3 号 (第 6 条関係)

様式第 4 号 (第 6 条関係)